

平成 1 9 年千葉市教育委員会会議
第 3 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成19年千葉市教育委員会会議第3回定例会会議録

日時 平成19年3月14日(水)

午後2時00分開会

午後4時35分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 竹蓋 幸生
 委 員 川島 義美
 委 員 奥山 福子
 委 員 岩沼 静枝
 委 員 津田 英彦
 教 育 長 飯森 幸弘

出席職員	教 育 次 長	田辺宗一郎	保 健 体 育 課 長	嶋田 信昭
	教 育 総 務 部 長	大野 湊	教 育 セ ン タ ー 所 長	高津 乙郎
	学 校 教 育 部 長	志村 修	生 涯 学 習 振 興 課 長	本庄 賢一
	生 涯 学 習 部 長	宮野 光正	文 化 課 長	高梨 文雄
	千 葉 高 等 学 校 長	下重 恒夫	社 会 体 育 課 長	小川 重夫
	稲 毛 高 等 学 校 長	柴寄 光夫	青 少 年 課 長	和山 友美
	教育総務部参事(総務課長事務取扱)	武田 昇	中 央 図 書 館 管 理 課 長 補 佐	高橋 俊江
	企 画 課 長	山崎 正義	総 務 課 総 括 主 幹	朝生 智明
	学 校 財 務 課 長	江波戸弘憲	学 事 課 調 整 主 幹	今井 一臣
	学 校 施 設 課 長	市川 享	生 涯 学 習 振 興 課 調 整 主 幹	川島 一雄
	学 事 課 長	尾上 正博	総 務 課 主 幹	山田亜紀子
	教 職 員 課 長	青木 勉	総 務 課 主 幹	原 誠司
	指 導 課 長	岩切 裕		

書 記	総 務 課 長 補 佐	山根 正美	総 務 課 副 主 査	小池 正彰
	総 務 課 総 務 係 長	内山 健	総 務 課 主 任 主 事	清田 信之
	総 務 課 人 事 係 長	国方 俊治	総 務 課 主 任 主 事	北田 弥生
	総 務 課 経 理 係 長	高橋 義浩		

- 1 開会
竹蓋委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
竹蓋委員長より奥山委員を指名
- 4 会期の決定
平成19年3月14日(1日間)ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成18年第12回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第14号から議案第16号までを非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 平成19年第1回千葉市議会定例会について
総務課長より報告があった。
報告事項(2) 平成18年度千葉市教育研究奨励賞について
指導課長より報告があった。
報告事項(3) 平成18年度文部科学大臣優秀教員表彰について
指導課長より報告があった。
報告事項(4) 「教育相談ダイヤル24」の開設について
指導課長より報告があった。
 - (3) 議決事項
議案第11号 平成19年度千葉市教育行政の運営に関する基本方針について
企画課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。
議案第12号 千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立高等学校管理規則の一部改正について
企画課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。
議案第13号 千葉市立小学校、中学校及び養護学校の通学区域に関する規則の一部改正について
学事課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。
議案第14号 県費負担教職員の人事について

教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第15号 千葉市学校児童生徒結核対策審議会委員の委嘱について
保健体育課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第16号 千葉市公民館運営審議会委員の委嘱について
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 平成19年第1回千葉市議会定例会について

竹蓋委員長 総務課長、報告をお願いします。

総務課長 報告事項(1)「平成19年第1回千葉市議会定例会について」報告します。第1回千葉市議会定例会ですが、2月19日から3月8日までの会期で、資料記載のとおり、「代表質疑」、「予算審査特別委員会」、「経済教育委員会」、「一般質問」が行われました。先ず、教育委員会に関わる上程議案等の審議状況についてですが、先の教育委員会会議第2回定例会において審議いただきました案件、「平成18年度千葉市一般会計補正予算について」、「平成19年度千葉市一般会計予算について」、「千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について」、「学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、「千葉市文化財保護条例の一部改正について」、「千葉市科学館の指定管理者の指定について」、以上に係る議案については、3月8日の本会議において可決されました。次に、2月22日から26日にかけて行われた「代表質疑」ですが、6会派全てから教育委員会に対する質問がありました。主な質問の内容は、「教育基本法改正」、「中高一貫教育」、「おゆみ野地区における中学校建設」、「いじめ対策」、「平成19年度全国学力・学習状況調査」、「給食費未納対策」、「生涯学習の推進」、「放課後子どもプラン」などです。次に、3月6日、7日に行われた「一般質問」ですが、9議員が質問を行い、うち6議員から教育委員会に対する質問がありました。主な質問の内容は、「寒川第二小学校用地」、「障害児教育の改善」、「いじめ対策」、「不登校対策」、「就学援助」、「外国人児童生徒教育の充実」、「千葉市少年自然の家」などです。

報告事項(2) 平成18年度千葉市教育研究奨励賞について

竹蓋委員長 指導課長、報告をお願いします。

指導課長 報告事項(2)「平成18年度千葉市教育研究奨励賞について」
ですが、平成17年10月の中央教育審議会答申では「教師に対する揺るぎない信頼を確立する」ことが、また、本年1月の教育再生会議の第一次報告では「魅力的な先生を育てる」ことが提言されるなど、今日、教員の資質向上が求められています。このような中、教職員の研修の環境を整えることはもとより、自己の研鑽に努め、高い指導力や優れた実績のある教職員を称揚し、後続く教職員の目標となるよう、優秀な教職員に対する表彰制度を導入する教育委員会も増えてきています。本市では、既に、昭和36年から、教職員研修や教育研究を奨励し、教職員の資質・能力の向上を図るため、「千葉市教育研究奨励賞」を設けており、本年度で46回目を迎えています。本年度は、去る2月9日、教育研究奨励賞授与式を挙行し、25名の受賞者には、一人一人に教育長から賞状並びに記念品を手渡しました。また、授与式に先立って、受賞者のこれまでの研究成果をまとめ、これを展示し、来庁者にもご覧いただいたところです。受賞者は、学年・学級経営をはじめ、校内研修、教科、道徳、特別活動ほか22分野において、「研究及び実践等の実績が特に顕著な者」として選考されたわけですが、今後も、自らの資質向上はもとより、後進の指導にも力を発揮し、千葉市の教育の発展に寄与する教職員として、これからの本市教育の中核を担えるよう期待しています。

竹蓋委員長 受賞者の選定は、どのようにして行われるのでしょうか。

企画課長 校長から候補者の推薦を受け、各担当分野ごとの指導主事が、候補者のこれまでの業績などを精査した後、学校教育部長を委員長とした選考委員会において選考します。

報告事項(3) 平成18年度文部科学大臣優秀教員表彰について

竹蓋委員長 指導課長、報告をお願いします。

指導課長 報告事項(3)「平成18年度文部科学大臣優秀教員表彰について」報告します。この制度は、教員評価を着実に推進し、優秀な教員を評価し、称揚することが重要であることから、大学、高等専門学校を除く、全国の国公私立学校の現職の教育職員を対象に、文部科学大臣から直接、優秀教員を表彰する制度で、本年度が第1回目の表彰となります。選考分野は、「学習指導」「生徒指導・進路指導」「学校体育・学校保健・学校給食」「部活動」「特別支援教育」「他教員の模範となるような実践や成果」の6部門で、「教職経験10年以上かつ35歳以上の者で、各部門で顕著な成

果をあげ、推薦者が実施している表彰制度において、既に表彰を受けている者。」との要件に適った教員が受賞しました。受賞者数は、全国で765名、千葉県では、本市4名を含む38名です。表彰式典は、去る2月15日に開催され、本市からは新宿中学校の飯田良教諭が代表として参加しました。表彰された4名には、2月28日、教育委員会内で改めて表彰式を行い、教育長から一人一人に賞状を授与したところです。

報告事項(4) 「教育相談ダイヤル24」の開設について

竹蓋委員長 指導課長、報告をお願いします。

指導課長 報告事項(4)「『教育相談ダイヤル24』の開設について」報告します。昨年来、学校における「いじめ」が全国的に社会問題化したことから、本市でも、昨年10月から本年1月にかけて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消の取組みの強化を図るため、学校における取組みの総点検や「いじめ防止にみんなで立ち上がろう」運動等を展開してきたところです。今回、児童生徒や保護者等が、いじめ問題などについて、いつでも気軽に相談できるように、平日昼間に実施してきた電話による教育相談を、新たに休日・夜間まで延長し、「教育相談ダイヤル24」として開設しました。これまで、教育委員会指導課に設置していたフリーダイヤルの相談電話を、休日・夜間は、養護教育センターに転送し、教職員経験者等の電話相談員が相談にあたっています。開設にあたっては、学校を通して文書で案内をしたほか、昨年配布した、「専用電話番号や市電話相談窓口を記載した携帯可能なカード」、「啓発ポスター」の改訂版を全児童生徒や各学校に配布し、周知を図ることとしています。これまでの相談状況ですが、2月20日の相談受付開始から3月9日までの18日間で37件の相談があり、その内訳は資料のとおりです。相談の大半は匿名によるものですが、対応できるものについては学校と連絡を取り、対応を図っています。なお、国においては、2月21日から、「全国统一教育相談ダイヤル」を設けています。

竹蓋委員長 質問等を含め、何かありますか。

津田委員 時間帯ごとの相談件数の内訳はどのようになっていますか。

また、夜間にかかってきた相談で、緊急対応を要する相談はあったのでしょうか。

指導課長 37件のうち、土曜・日曜・休日の昼間に受け付けたものが

10件。夜間は27件でした。時間帯ごとの内訳は、午後9時までに受け付けたものが14件、以下3時間ごとに、午前0時までが8件、午前3時までが3件、午前6時までが2件です。これまでのところ、緊急の対応を要する相談の報告はありません。

津田委員 夜中まで対応するのは大変なことですね。既に夜間における相談の実績もあることから、24時間対応の必要性は認められますが、夜間受付の担当職員の負担も相当なものであると考えられるので、相談の受付件数や内容などを分析し、その結果に基づいて、夜間における相談受付体制を適正な規模で運営するようにしてください。

指導課長 特に、児童生徒からの直接の相談がいつ頃の時間帯に多いのか注視しています。これまでのところ、児童生徒からの相談は3件ありましたが、深夜の時間帯の相談はありませんでした。ただいまの意見を参考に、今後さらに、分析を続けていきたいと考えています。

川島委員 不登校に関する相談が2件ありますが、こうした相談について、「ライトポート」との関係はどのようになるのでしょうか。

指導課長 教育相談ダイヤルでは、これまでのところ不登校に関する相談が2件ありましたが、直接、「ライトポート」に関する相談ではありませんでした。「ライトポート」については、窓口である教育センターが、各学校や保護者等からの相談を受けています。

岩沼委員 先ほどの説明で、相談に対して「対応できるもの」とありましたが、逆に「対応できないもの」とは、どのような場合なのでしょうか。

指導課長 電話での相談の後、学校と連携して対応を図っていく必要が生じたりもするわけですが、学校名も告げていただけない場合、問題解決のための直接的なアドバイスが難しくなります。児童生徒からの相談の場合、匿名であっても、学校名を相談員に告げることが多いため、学校との連携に移行しやすい傾向があります。

岩沼委員 直接的な問題解決につながらないとしても、本当に悩んでいるときに、解決の手がかりとなるようなことを聞けるだけでも、相談者の助けとなっているのではないのでしょうか。担当職員の負担は大きいかもしれませんが、取組みを続けていただきたいと思います。

指導課長 今回の改訂版カード・ポスターについては、平成18年第1

2 回定例会における委員からの意見を踏まえて、匿名での相談が可能である旨の表記をしたこと、相談先の表示を「教育委員会指導課」から「教育ダイヤル24」を前面に出す形に変更したことなど、電話のかけやすさにつながる工夫をしました。

議案第11号 平成19年度千葉市教育行政の運営に関する基本方針について
竹蓋委員長 企画課長、報告をお願いします。

企画課長 議案第11号「平成19年度千葉市教育行政の運営に関する基本方針について」、教育委員会組織規則第8条第1号の規定に基づき、教育委員会会議に諮るものです。策定にあたっては、策定準備会及び策定委員会の審議を経て、まとめてきました。先ず、「施策体系」ですが、本施策は第2次5か年計画に基づいたもので、教育施策については、昨年引き続き「人間尊重の教育」を基調として、4つの目標に基づき、施策展開を図っていきます。主な改善点は、「具体目標」中、「目標 2『生きる力』を育てる義務教育の充実」に、「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校」を明確に位置づけたこと。「施策体系図」の施策概要について、施策の方向性を分かりやすくするため、一部項目の整理を行ったこと。事前の意見聴取の中での委員から意見を受け、冒頭部分に昨年発生した事件への対応についての記述を加えたことです。平成19年度の教育施策の取組みの基本方針については、施策目標ごとに整理しています。先ず、「次代を担う子どもたちをはぐくむ」ですが、方針としては、「次代を担う子どもたちの可能性や個性を伸ばし、『生きる力』をはぐくむため、一人一人を大切に、きめ細かな指導を図る。また、学校・家庭・地域社会との連携のもと、『心の教育』の充実を図るとともに、教育環境の整備や学校の安全対策の整備、地域ぐるみの青少年健全育成を推進すること。」としています。以下、1から5まで、具体目標ごとの取組方針を示してあります。次に、「心のふれあう生涯学習社会を振興する」ですが、方針としては、「第3次生涯学習推進計画に基づき、生涯学習は『人づくり』との理念のもと、生涯学習を通じ、市民一人一人が自ら成長し、豊かな人生を送り、成果を地域に還元する。そして、その知識や経験を活かし、活気あふれた『生涯学習都市ちば』の実現に向けて取り組む。」としています。次に、「個性豊かな新しい千葉文化を創造する」ですが、「先人が残した様々な本市固有の歴史遺産を保存・活用し、市民が地域文化について認識を深めるとともに、『千葉らしさ』という視点に立った施策を展開する。」としています。最後に、「スポーツ・レクリエーション活動を振興する」ですが、「市民の生涯にわたるスポー

ツ・レクリエーション活動を振興し、市民ニーズに応えたスポーツ活動や、健康・体力づくりが手軽に行える環境整備に努め、『活力あふれるスポーツ交流都市の実現』を目指す。また、市民がそれぞれの目的に応じて、スポーツ・レクリエーションに親しめるよう、目的に応じた様々な施設整備を推進する。」としています。これらの基本方針に基づき、個別施策を実施しますが、個別施策のうち重点事業について、いくつか説明します。「学校教育推進計画(仮称)」ですが、学校教育等について、目指すべき方向性とそれを実現するための施策などを定める計画を平成20年度の策定を目指し着手するものです。「いじめ24時間電話相談」ですが、いじめ相談について、夜間・休日を含め、24時間体制で電話相談を行うものです。「学校防犯対策」は、過去に施設被害にあった学校に防犯カメラを設置するものです。「新設校の建設」ですが、おゆみ野地区の生徒数の増加に対応するため、平成23年度開校を目指し、新たに「鎌取第三中学校(仮称)」の基本設計に着手します。「放課後子ども教室の推進」ですが、放課後や週末などに、子どもたちに居場所を設け、様々な体験・交流活動等を推進する取組みを、市内全小学校において実施していきます。「中高一貫教育の環境整備」ですが、「稲毛高等学校附属中学校」の教育環境を充実するため、少人数教室など特別教室棟を整備していきます。「青少年育成行動計画の策定」は、学校・家庭・地域との連携など青少年の健全育成を図る環境を整えるため、計画の策定を行うものです。最後に、「科学館の整備」ですが、平成19年10月の「千葉市科学館」のオープンに向けて、備品整備などの準備を進めていきます。

竹蓋委員長 質問等を含め、何かありますか。

川島委員 「放課後子ども教室の推進」についてですが、一校あたりの実施種目数と年間実施日数はどのようになっていますか。

生涯学習振興課長 子どものニーズに応じて種目を決定することから、学校によって差がありますが、これまで実施してきた「地域子ども教室」の実績では、おおむね5～7種目程度です。実施日数は、週1回、年間40日程度と予定しています。

竹蓋委員長 「千葉文化」との表記がありますが、具体的なイメージがわいてきません。単なる、便利な「言葉」として使うのではなく、どのようなことを目指しているのか、明確に示していただきたいと思います。関連して、「言葉」は、教育においては、特に大きな意味を持つものであると思います。最近、問題となっている、「いじめ」にしても、直接的な暴力でなく、「言葉」によるものが多いと聞きます。また、事務局における昨年の事件対応に

ついても、「言葉」の問題が大きかったように思います。

飯森教育長 「千葉文化」という言葉は、第2次5か年計画の中でも、「個性豊かな新しい千葉文化を創造する」との章立てで使われているものですが、千葉市としての個性が見えにくいとの認識の上に立って、千葉市が一丸となって、「千葉の文化」や「千葉市らしさ」を作っていこうとする気持ちを表したものと理解しています。

奥山委員 地名が付くような文化、たとえば一つの例として、「鎌倉文化」と「千葉文化」と言った場合とで、かつての、地域が持っている歴史はそう変わらない部分がありつつも、やはり、今の時代となると、ニュアンスが、受ける側のイメージが違いますよね。「千葉文化」と同様、今述べた「鎌倉文化」など、地名を付けて呼ばれる文化は、それぞれの地域で醸成され、歴史を積み重ねたものであると思うのです。そしてまた現在、その言葉を受け取る側、人によってもイメージは違ってくるのではないのでしょうか。

岩沼委員 「千葉文化」、「千葉市らしさ」といった言葉は、様々なところに繰り返し使われていますが、具体的に、どのようにしていこうとするのかが定まらずに、そのままになってしまっているように感じます。他県の事例ですが、その地域の良いところを集めて「カルタ」にして、小学校から全員が練習しており、カルタ大会も開催されているとのこと。それが、自分の暮らす地域に対しての愛着や、誇りに思う心の醸成につながっていると思います。本市でも、具体的な取組みを始めるべき時期ではないのでしょうか。

竹蓋委員長 いくつか意見が出されましたが、来年以降の「教育施策」編集にあたっては、是非検討していただくよう要望します。

議案第12号 千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立高等学校管理規則の一部改正について

竹蓋委員長 企画課長、報告をお願いします。

企画課長 議案第12号「千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立高等学校管理規則の一部改正について」ですが、稲毛高等学校附属中学校（以下、附属中学校という。）に係る規則等のうち、募集選抜等に関する事項は昨年11月に改正しています。今回は、附属中学校開校後の中高一貫教育の実施及び市立千葉高等学校の単位制実施にあたって必要となる規則の改正を行うものです。先ず、「千葉市小学校及び中学校管理規則」ですが、第31条の9は、附属中学校への年度途中での転・編入学を想定しての規定で、一定

の条件の下に校長は転・編入学を許可することができる旨、規定するものです。具体的には、別途要綱で基準を定めますが、附属中学校に欠員が生じた場合、海外からの帰国子女または他の中高一貫教育校からの転・編入に限り認めるものです。第31条の10は、転学及び退学に関する規定ですが、これは学校教育法施行令の規定に基づき設けるもので、他の一般中学校に転学する場合の転出校の校長への書類の送付及び教育委員会への報告義務を規定するものです。第31条の11は懲戒処分に関する規定です。この規定は、学校教育法施行規則で、中高一貫教育校は懲戒処分ができる旨の規定があることから設けるものです。附属中学校の入学者は、自らの意思により中高一貫教育校を選択し、適性検査などの選抜により入学が決定されることから、懲戒処分として退学などもあることを規定するものです。第31条の12「教育課程を編成するとき、高等学校と協議すること」、同条の13「学期」、同条の14「休業日」については、高等学校と合わせた規定とするものです。次に、「千葉市立高等学校管理規則」についてですが、第3条の3第1項は学校教育法に基づき中高一貫教育を行う旨の規定をするもの、第2項は附属中学校から稲毛高等学校へ進学する者（以下、内進生という。）の取扱いに関する規定で、附属中学校の生徒は稲毛高等学校普通科に接続すること、及び高等学校の定員の中に内進生が含まれることを規定するものです。具体的には、稲毛高等学校普通科1年生の生徒定員は現在280名となっていますが、平成19年度に附属中学校に入学した生徒が高等学校へ進学する平成22年度は、280名の中に内進生の定員80名が含まれ、稲毛高等学校普通科の募集定員は200名となります。第14条第3項は、教育課程編成時の附属中学校との協議について規定するもので、「千葉市小学校及び中学校管理規則」第31条の12と同様の規定です。第25条の3は、学校教育法施行規則の規定により、附属中学校を卒業する者は稲毛高等学校の入学者選抜を行わない旨の規定をするものです。第26条の2第3項は、市立千葉高等学校の単位制に関する規定で、転・編入に際しての条件について規定するもので、相当の年齢及び学力がある者に対して校長が許可することを認めています。第36条第2項は、再入学に関する規定で、2年以内に再入学を願い出た場合は退学時の課程に入学を許可する旨の規定です。第45条の6は、転・編入及び再入学等に際し、過去に在籍した高等学校において修得した単位を必要な単位数に加える規定です。

竹蓋委員長 この規則改正は、既に中高一貫教育を始めている自治体の規則などを参考に行ったのですか。

企画課長 既に中高一貫教育を実施している自治体の事例などを参考にしています。

竹蓋委員長 附属中学校の懲戒処分についてですが、自らの意思により、中高一貫教育校を選択し、適性検査などの選抜により入学が決定されることから、懲戒処分ができるとのことでしたが、義務教育年齢での懲戒処分となると、学校側の選抜責任といったものも考える必要はありませんか。

企画課長 学校教育法施行規則に基づいた規定であり、他市の規則でも、本規定が明記されていることから、本市でも規定したものです。この規定を適用するようなことがあっては困りますが、他市の中高一貫教育校でも、本規定を適用した事例はないと聞いています。

奥山委員 あっては困ることですが、本規定を適用するのは、どのような場合になるのでしょうか。

企画課長 第31条の11の各号に、(1)性行不良で改善の見込みがないと認められる場合、(2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる場合、(3)正当な理由がなくて出席常でない場合、(4)学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した場合、の以上4つのケースを規定しています。

奥山委員 実際、懲戒となるような事例が起きた場合、この規定の運用には、難しい判断が必要になってくるように思いますが。

稲毛高等学校長 この項目は、学校教育法施行規則に規定されていることを受けた規定ですが、懲戒処分を検討する前に様々な指導を行うことや、同校の性格から、この規定での懲戒処分はないであろうと考えています。

議案第13号 千葉市立小学校、中学校及び養護学校の通学区域に関する規則の一部改正について

竹蓋委員長 学事課長、報告をお願いします。

学事課長 議案第13号「千葉市立小学校、中学校及び養護学校の通学区域に関する規則の一部改正について」ですが、千葉市立新宿小学校、新宿中学校の通学区域を変更するため、組織規則第8条第1項第2号の規定に基づき、議決を求めるものです。新宿小学校、新宿中学校の通学区域の変更についてですが、現在、同学校の通学区域内に、平成20年度までに約2,300戸の住宅開発が行われる見込みとなっており、学校の大規模化により教室不足が生じることが予測されるため、新宿小学校、新宿中学校の児童生徒の収容能力を考慮し、大規模化の解消を図るため、通学区域の一

部を変更するものです。地図をもとにご説明いたします。現在の新宿小学校の通学区域のうち、出州港の一部(平成19年4月1日以降のマンション計画地)を寒川小学校・末広中学校に、問屋町の一部(平成19年4月1日以降のマンション計画地)を寒川小学校に、本千葉町、富士見1・2丁目を本町小学校・葛城中学校に、栄町を院内小学校・椿森中学校に、それぞれ変更するものです。なお、今回の改正で、寒川小学校の通学区域となる「問屋町の一部」については、通学距離を考慮して、中学校は新宿中学校のままとします。当該一部規則改正の施行日は、平成19年4月1日とします。

竹蓋委員長 質問等を含め、何かありますか。

岩沼委員 通学区域の変更にあたり、保護者や地元の方への説明はどのように行ったのでしょうか。また、反対意見や要望などはあったのでしょうか。

学事課長 本年1月、各町内自治会長を対象に説明会を実施しました。その後、各町内自治会内で議論・検討していただいた結果、了解が得られたものです。なお、一部地域で反対意見があったとのことですが、議論・検討の結果、最終的にご理解いただいたと理解しております。

議案第14号 県費負担教職員の人事について

委員長 教職員課長、報告をお願いします。

教職員課長 議案第14号「県費負担教職員の人事について」ですが、当該議案は、平成19年3月31日付け及び同年4月1日付け千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校(養護学校)の校長及び教頭、いわゆる県費負担教職員管理職の人事発令について、千葉市教育委員会組織規則第8条第5号の規定に基づき、議決を求めるものです。本年4月1日付の管理職の人事発令においては、「平成18年度末及び19年度公立学校職員人事異動方針」に基づき、(1)管理と指導に優れ、高い識見を有した管理職の登用に努めること、(2)教育効果を高め、調和的な学校運営が行われるよう、適材適所の管理職人事を推進すること、(3)女性管理職の登用について、積極的に推進すること、以上の3点について、特に配慮しました。なお、管理職登用にあたり、原則、同一校での昇任は行っていません。それでは、「校長の部」から説明します。先ず、「退職」ですが、「新宿小学校 上平浩史」他37名、内訳は、小学校27名、中学校11名です。その内、女性校長は、「寒

川小学校 岩崎智恵子」他 2 名です。定年退職校長の平均在職年数は 7 年となっています。次に「新任」ですが、「横戸小学校 秋元孝」他 3 6 名、内訳は、小学校 2 9 名、中学校 8 名です。新任校長のうち、最年少は、「あすみが丘小学校 奥村兼弘」の 5 2 歳、最年長は、「千城台北小学校 金澤義廣」他 7 名の 5 7 歳です。また、新任校長の平均年齢は 5 5 . 3 歳です。女性の登用ですが、「柏井小学校 藤巻直子」他 3 名です。なお、女性校長の全体数は、昨年度の 2 2 名から 1 名増加し、2 3 名となります。なお、千葉県との人事交流として、市原市の小学校に転出している 1 名を含めると、千葉市出身の女性校長は 2 4 名となります。次に「転出」ですが、今年度は該当者がおりません。次に「採用」ですが、千葉県との人事交流等を終えて、管外から千葉市に戻る者で、「菊地明」、「出口榮一」の 2 名です。次に「配置換え」ですが、「寒川小学校 滝川一雄」他 2 5 名、内訳は、小学校 1 9 名、中学校 7 名です。経験年数、教科等の専門性、学校規模等様々な要件を考慮して、適材適所の配置に努めました。次に「再任」ですが、教育委員会事務局から、再度、校長として学校現場に転任する者で、「新宿小学校 赤田憲一」他 7 名で、校長相当職としての事務局在職年数は平均 3 . 1 年です。次に「行政へ」ですが、学校現場から教育委員会事務局に転任する者で、「幕張東小学校 山下正敏」他 7 名です。これらの者の平均年齢は 5 4 . 9 歳で、いずれも教頭・教諭時代に本市の教育委員会事務局を経験しています。「休職」に入る者はありません。次に、「教頭の部」について説明します。まず、「退職」ですが、「幸町第一中学校 華表宗一」、「高洲第一中学校 宇佐美豊」の 2 名は定年退職です。「犢橋小学校 林正彦」、「小谷小学校 松尾壽弘」の 2 名は、
で、「高洲第二中学校 加藤幸宏」、「真砂第二中学校 金田和久」の 2 名は休職中でしたが、
退職となります。次に、「新任」ですが、「都賀小学校 都築桂子」他 4 2 名で、小学校 2 8 名、中学校 1 5 名です。昇格者の平均年齢は 5 0 . 5 歳、最年少は、「若松台小学校 伊原浩明」、「磯辺第二中学校 増沢保明」の 4 6 歳、最年長は、「都賀小学校 都築桂子」、「誉田中学校 長岡誠」の 5 4 歳です。また、女性の登用ですが、「都賀小学校 都築桂子」他 5 名です。なお、今年度の女性教頭の全体数は 1 9 名で、昨年度と同数になっています。次に「転出」ですが、千葉県教育委員会へ「畑小学校 稲生一夫」

が転出します。「採用」はありません。次に、「配置換え」ですが、「都小学校 齋藤市夫」他37名です。内訳は、小学校25名、中学校13名です。校長の配置換えと同様、経験年数、教科等の専門性、学校規模等、様々な要件を考慮して、適材適所の配置に努めました。次に、「行政へ」ですが、学校現場から教育委員会事務局へ転任するもので、「弥生小学校 及川聖彦」他22名、平均年齢は51.7歳です。最後に、女性登用に関して参考説明します。今年度、女性教務主任を20名から24名に増員しました。また、学校現場から教育委員会事務局へ転任する女性教職員は、教諭・養護教諭・事務職員を含めて19名で、昨年度と同数になっています。

委員 昨年度の学校現場における事件の反省を踏まえて、人選にあたっての配慮や、就任者への指導、指示などは行っているのでしょうか。

教職員課長 児童生徒、保護者、教職員等と良好なコミュニケーションが図れ、信頼関係を築くことができる能力、人間性も見て人選しました。また、新任校長には、良好な学校運営について、さまざまな機会を捉えて指導していきたいと考えています。

議案第15号 千葉市学校児童生徒結核対策審議会委員の委嘱について

委員長 保健体育課長、報告をお願いします。

保健体育課長 議案第15号「千葉市学校児童生徒結核対策審議会委員の委嘱について」ですが、同審議会は、児童生徒の結核検診の状況把握と、患者発生時の対策等について検討するため設置されているものですが、委員の任期満了に伴い、千葉市学校児童生徒結核対策審議会設置条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものです。委嘱年月日は、平成19年4月1日。委嘱期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間。委嘱する者は、千葉市保健所長 石川洋他6名で、全員再任です。

議案第16号 千葉市公民館運営審議会委員の委嘱について

委員長 生涯学習振興課長、報告をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第16号「千葉市公民館運営審議会委員の委嘱について」ですが、同審議会は、各区にある公民館の各種事業の企画実施について調査審議いただくもので、昨年11月18日に緑区の「おゆみ野公民館」が新たに設置されたことに伴い、社会教育法第30条第1項の規定により、緑区公民館運営審議会に新たに委員を委嘱しようとするものです。委嘱年月日は審議会委員として業務を開始する平成19年3月27日。委嘱期間は他の委員を合わせ、

平成19年3月27日から平成20年5月31日まで。委嘱する者は、第44地区町内自治会連絡協議会会長 豊田洋祐です。

8 その他

(1)給食費の未納対策について岩沼委員より質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

岩沼委員 給食費の未納対策についてですが、学校現場ではどのような対応をしているのでしょうか。

保健体育課長 昨年末に文部科学省が、各都道府県、政令市等の給食費未納状況について全国調査を行い、その結果を公表しました。本市の平成17年度の給食費徴収率ですが、小学校で99.8%、中学校で99.5%、小・中学校合わせた徴収率は99.7%となっています。なお、千葉県平均は99.3%、全国平均は99.5%でした。本市の徴収状況については、学校現場の努力もあり、国・県と比較しても高い徴収率となっています。それぞれの学校で、個別の事情に応じて徴収を実施していますが、未納が発生したときは、教頭、学級担任、栄養士等が協力し、電話、文書による督促を行っています。それでも未納が続く場合は、給食費納入についての理解を得るため、面接、家庭訪問などを実施し、未納が解消されるよう努力しています。

岩沼委員 十分な収入があるにもかかわらず、納入しない保護者がいると聞きますが、千葉市でもそのような事例はあるのでしょうか。

保健体育課長 本市の調査では、「経済的理由」による未納が128人、35%となっていますが、残りは、十分な収入があるにもかかわらず納入しないなどの、「保護者の責任感や規範意識の問題」と捉えているとの回答でした。

竹蓋委員長 未納理由の割合は、未納者本人からの申し出を積み上げたものなのですか。

保健体育課長 未納者に対して実施した調査ではなく、学校からの回答を基にしています。

竹蓋委員長 未納理由について、「経済的理由」や「保護者の責任感や規範意識の問題」と判断する基準はあるのでしょうか。

保健体育課長 収入の調査などは行っていませんが、督促の電話や家庭訪問などにより、未納者の家庭環境がある程度把握できることから、それを基にして、各学校が判断したものです。

岩沼委員 今後も未納解消の取組みを続けて、進捗状況などを報告するようにしてください。

奥山委員 本市の場合、中学校が給食センターでの調理、小学校が各学校での調理となっていますが、どのような理由で、調理法式の区別をしているのでしょうか。

保健体育課長 学校給食の調理方式の採用について、法律等による規定はありませんが、本市の場合、昭和42年に新港給食センターを設置して以来、中学校が共同調理場方式、小学校では単独校調理場方式を続けています。どちらの方式も、それぞれの良さがありますので、その調理方式を継承しています。

奥山委員 現在の方式での運用を開始した昭和40年代以降の児童生徒急増期と、最近の少子化傾向の中では、学校給食の運営の考え方も変わってくるのではないのでしょうか。コストに関する事、栄養管理、配送に要する時間など、様々な観点から、改めて見直しをすることで、学校、児童生徒に合わせた学校給食の実施に繋げていただきたいと思います。特に小学校の場合、1年生と6年生では体格の違いが大きいことから、必要なカロリーや栄養素を各学年ごとにきめ細かく計算することは重要なことであり、そのためには、現在の単独校調理場方式がよいのか、共同調理場方式での対応も可能なのか、改めて見直す必要があるのではないのでしょうか。

飯森教育長 千葉市は、早くから完全給食を実施するなど、全国的に見ても先進的であると考えています。単独校調理場方式と共同調理場方式は、一長一短があります。例えば、その学校に合った献立を作ることができ、さらに、暖かい給食を提供できるということでは単独校調理場方式の方が優れているということになりますが、反面、各学校に給食調理室を設置する必要があるため、その分の敷地が必要であることや、人件費の効率化といった面では、共同調理場方式の方が優位であるといえます。なお、本市では、「大宮学校給食センター」にPFI手法を導入し、学校給食の質を落とさず、経費削減ができています。また、今年度から開始する「新港学校給食センター」の改築についても、PFI手法を導入し整備を進めることとしています。調理方式の変更についてですが、単独校調理場方式への変更は、給食調理室設置のための敷地確保が困難であること、共同調理場方式への変更についても、各校に受取口の整備が必要になることなどの問題があります。

奥山委員 保護者が給食費を滞納している場合、子どもへの影響も心配されますが。

飯森教育長 経済的な理由で納められない場合は、その家庭を訪問して、就学援助についての説明を実施しています。

保健体育課長 平成17年度は、「経済的理由」による未納者128人中、22名が援助認定を受け、34名が分割払い等で完納しました。

(2) 教育施策について、岩沼委員より質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

岩沼委員 国の施策の折込みや、予算編成のスケジュールなどから、教育施策の策定スケジュールが決まってしまうことはやむを得ないことと考えますが、現在のスケジュールでは、議論して、新たな事業を教育施策の中に盛り込んでいくことは困難であると思います。これは一つの意見ですが、前年の教育施策を白紙にして、現在必要とされている施策を一から積み上げた上で、これまでの継続的な施策とともに優先順位を検討して、教育施策を策定していくことはできないでしょうか。

企画課長 教育施策は、千葉市の第2次5か年計画に沿っており、この計画の中に折り込まれている施策がベースとなっていることから、委員提案の方法は難しいものと思いますが、新たな事業として「学校教育推進計画」を策定していくことから、その中に教育委員会固有の施策を盛り込んでいく形が良いのではないかと考えます。

岩沼委員 他の計画との調整など、実務の部分については理解しますが、その時々で必要とされる施策を盛り込んでいくような、柔軟な姿勢で策定していければ、また違ったものができるのではないのでしょうか。

飯森教育長 5か年計画に沿った施策であり、国の施策との調整もあることから、少なからず型にはまったと感じられる部分があるかもしれません。また、事業化にあたっての予算措置の問題もあります。そういったことを踏まえて、今年度策定に着手する「学校教育推進計画」においては、委員からの意見や市民の声を聞いて、新しいものを作っていきたいと思います。また、教育施策についても、議論いただく時間をより多くとり、見直していけるようなスケジュールを工夫していきたいと考えています。

竹蓋委員長 難しいと思いますし、理想論であるかもしれませんが、委員からの要望として、頭に入れておいてほしいと思います。今後も、千葉市の教育をより良いものにすることを念頭において、施策、計画等の策定にあたってください。

津田委員 現在のやり方を、今すぐ根本的に変えることは困難であると思いますが、少しずつでも意見や要望を取り入れていただき、より良い「教育施策」を策定できるようにしてください。「教育施策」から離れますが、「稲毛高等学校附属中学校」の懲戒規定の件については、なぜ規定が必要なのか、本当に必要なのか、実際の運用はどのようにするのか等を十分に検討し、主体性を持って規定すべきではなかったと思います。

(3) 「千葉市科学館」について、川島委員より次のとおり要望があった。

川島委員 「千葉市科学館」についてですが、プラネタリウムのプログラムは、多くの方が楽しめるように、工夫して作成することを要望します。

文化課長 デジタルの全天周映像など、アピールできるようなものを考えています。指定管理者との連絡を密にして、良いプログラムを作成するよう働きかけています。

(4) 第2次千葉市学校適正配置検討委員会答申について、企画課長より報告があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

企画課長 「第2次千葉市学校適正配置検討委員会（以下、検討委員会という。）答申」について報告します。学校適正配置については、昨年6月に検討委員会を設置し、基本的な考え方について検討を開始しました。昨年11月には、適正配置のあり方についての中間報告があり、その旨、平成18年第11回定例会において報告したところです。その後、中間報告を踏まえて「取り組み方策」について審議いただき、このたび最終答申の運びとなり、本日午後1時、検討委員会の明石委員長から、教育長に答申が提出されたものです。答申の概略についてですが、望ましい学校規模として、「小学校は18学級以上24学級以下、中学校は12学級以上24学級以下、学校の配置はバランスよく配置されていること」とされました。また、12学級未満を「小規模校」、25学級以上を「大規模校」であるとして、今後、適正配置として取り組んでいくべき対象校としています。これらの基準から導かれる「大規模校」、「小規模校」の数ですが、先ず、「大規模校」は小学校が2校、平成24年度推計で大規模校となる中学校が5校。「小規模校」については、平成18年度と平成24年度推計がともに12学級未満の学校が小学校40校、中学校28校となっています。さらに、現時点では小規模校ではないものの、24年度推計では小規模校になることが見込まれる学校を加えると小学校43校、中学校3

0校となります。「大規模校」については、先ず、「ア」として、「隣接する学校との通学区域の調整」、「イ」として、「通学区域の調整が困難な場合について、30学級までは特別教室の改修や仮設校舎の建設で対応すること」、「ウ」として、「『ア』『イ』の方法で対応するとともに、さらに長期間にわたり大規模校の状態が予測される場合は増築を行うこと」、「エ」として、「『ア』『イ』『ウ』の方法で対応するとともに、さらに31学級以上の過大規模校化が長期にわたると予測され、かつ学校用地が確保されている場合は、新設校の検討を行うこと」とされています。平成24年度に、おゆみ野地区の「有吉中学校」が25学級、「泉谷中学校」が31学級となる推計が出ていますが、この基準に基づき、同地区に平成23年度開校を目指して、「鎌取第三中学校（仮称）」の整備を進めていきます。次に、「小規模校」への対応ですが、「小規模校」については、3パターンに分けた対応が示されています。比較的狭い地域に小規模校が複数ある場合を「Aパターン」、小規模校の重なりは少ないものの、近接した場所にある場合を「Bパターン」、郊外など小規模校が点在している場合を「Cパターン」として、それぞれの対応策を示しています。「Aパターン」の地域については、地域内の現状の学校数を1校18学級の「望ましい規模」で換算した場合に必要な学校数を示しています。地区ごとの具体数ですが、先ず、花見川地区では、現在、小規模校4校を含む7校の小学校が設置されていますが、1校18学級の「望ましい規模」で換算すると、必要となる学校数は4校となります。同様に、千城台地区では小学校6校、中学校2校が、それぞれ3校、1校に、美浜地区では小学校22校、中学校10校が、それぞれ11校、4校となります。さらに美浜区については、5か所の地域の枠組みで具体的な学校名を示して整理しており、それぞれの枠組みごとに「望ましい規模」で換算した学校数が示されています。今後、この枠組みの中で検討していくこととなりますが、答申では、統合の計画については、教育委員会で作るのではなく、地元代表の協議会と教育委員会が協議し、策定することとされており、あらかじめヴィジョンを示した中で、合意形成に向け、十分な議論をすることとしています。また、統合後の校舎整備、教職員配置、統合実施までの準備期間における交流事業など、学校適正配置に向けての教育環境の条件整備についても、併せて検討していくべきとの提案がされています。この答申を踏まえて、平

成19年度の早い時期に、「学校適正配置の取組みの基本方針」を策定し、地区ごとに説明会を実施し、合意形成に向けて取り組んでいきたいと考えています。

竹蓋委員長 教育委員会が諮問した原案に対して、検討委員会からどのような意見があったのか、第1次千葉市学校適正配置の取組み（以下、第1次の取組みという。）を経て、現在までに変わってきた部分はあるのか、また、地元との話合いの中で特に問題になった点はどこなのか、そのような点に絞って説明いただきたいのですが。

企画課長 「答申骨子」としてまとめられていますが、検討委員会では、学校適正配置の必要性から議論していただき、「公立学校の教育の充実」、「教育環境の公平性」、「教育資源の再配分と有効活用」の3つの観点から、必要であるとの委員の共通認識が得られたものです。また、第1次の取組みからの課題を検証し、第2次の取組みにどのようにいかしていくかという意見をいただいています。それらを踏まえて、検討委員会での議論を基に、新たな規模の基準を定めていますが、新たな規模の基準は、学校教育法施行規則等で示されている標準学級数等の考え方とは多少異なった観点から定義されています。その基準に基づき、学校適正配置の検討対象校を示したものです。なお、具体の学校名を出したことについては、検討委員会でも相当議論になったところであり、これまでなかったことですが、現状を認識した上で、学校適正配置の必要性を理解してもらうことが重要であるとして、あえて具体の学校名を出しています。また、統合により施設環境や教職員配置などが良くならなければ統合する意味がないのではないかとの意見が多く出されたことから、統合後の学校における教育環境の条件整備が盛り込まれています。

飯森教育長 学校統廃合は、教育委員会、検討委員会、地元・保護者の3者それぞれの立場や意見があり、難しい事業ですが、この答申を受けて、教育委員会としての今後の実施計画的なものを作り、地元と十分協議して、合意形成のもと、進めていこうとするものです。

(5) 次回平成19年第4回定例会は4月18日（水）午後2時00分より開催することと決定した。

9 閉会

竹蓋委員長より閉会を宣言